平成２９年（フ）第３８８号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥２丁目６番地の２　福井荘201号、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮上292番地の１　鈴木アパート（中）
債務者　佐藤　秀信
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３９３号
神奈川県秦野市鶴巻南３丁目９番15号　間瀬テラス
債務者　山口吉次郎
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６４号
山口市大内問田３丁目19番11号　サニーハイツＡ103
債務者　佐々木英希
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６８号
山口市大内問田３丁目19番８号　ハイツソリティア201
債務者　福永　明彦
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４７９号
仙台市青葉区中山台２丁目27番地　ＹＳＫコーポ中山台401
債務者　佐藤　清治
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４９６号
仙台市青葉区中山４丁目19番43号　ファーロ中山Ⅰ―202
債務者　佐藤　典彦
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５８号
茨城県日立市会瀬町２丁目20番33―105号
債務者　大津　伸宏
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第６４号
茨城県日立市会瀬町２丁目14番27号、前住所茨城県日立市会瀬町２丁目４番18号
債務者　藤澤　　旭
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第６５号
茨城県日立市東金沢町３丁目５番17―206号
債務者　海老沢満弘
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第６１号
長野県飯山市大字飯山2255番地２　福寿町団地422号
債務者　宮本　　稔
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７４号
長野市三輪10丁目６番13―３―303号　メゾンサンライトイースト
債務者　久末　金也
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９２号
長野市大字北尾張部436番地　ハイツＳＳ102
債務者　阿部　哲士
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９３号
長野市伊勢宮１丁目35番10号　コーポ太田102
債務者　小竹　茂盛
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
長野市川中島町原677番地１　セジュール大久保202号室
債務者　柳町　信寿
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８４号
岐阜市長良雄総880番地92
債務者　尾身喜代子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　岐阜地方裁判所